



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	16世紀ルーアンにおける総行列
Author(s)	永井, 敦子
Citation	西洋史論集, 2, 30-51
Issue Date	1999-03-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/37420
Type	departmental bulletin paper
File Information	2_30-51.pdf



十六世紀ルーアンにおける総行列

永井敦子

はじめに

アナール学派を始めとするフランス社会史が祝祭をテーマに取り上げて以来、すでに二十年以上が経過している。なかでも注目されたのは、都市の祝祭であった。一九七〇年代に、都市の祝祭は、普段は隠されている都市生活の様相を、瞬間的に表すものであると意味づけられ、マルティヌ・グランベール、イヴ・マリ・ベルセ、エマニエール・ルロワラデュリが、カーニヴァルやカーニヴァル的な祝祭に注目した。⁽¹⁾

カーニヴァルについて、近世の知識人はその異教性や放縦の面を非難し、ミハイール・バフチンやヴィクター・ターナーは日常の上下秩序が逆転する場と捉えた。⁽²⁾ 事例研究に基づいて明らかになった、十六世紀におけるフランスやフランドルの都市のカーニヴァルは、多かれ少なかれ都市当局なり、そのほかの機関の公認を受けたものであった。マルティヌ・グランベールによれば、都市が発展するにつれて、

富を蓄え、都市行政に携わるようになった都市民は、自分たちに固有の祝祭を求めるようになった。これに対して、従来祝祭には教会の影響力が大きく、いわば新興勢力である都市民が自らの祝祭とすることができたのは、教会の典礼としての儀式が設定されていなかったカーニヴァルだったと言う。グランベールはそのうえで、カーニヴァルにおける執行役としての若者結社や、それを援助していた都市助役衆の活動に注目し、こうした祝祭が、フランドルにおいては都市の間で祝祭を執行する結社どうしが交流する、文化的、「外交的」、経済的な役割を果たしたと主張する。ベルナル・シュヴァリエはさらに、カーニヴァルを含めた「都市祝祭 (fête civique)」が、都市民の一体感を表すものであり、都市当局がこれを指導し、都市当局にとっての名誉を表すものとしたと述べている。⁽³⁾

一方エマニエール・ルロワラデュリは、一五八〇年のロマンのカーニヴァルを取り上げて、祝祭に乗じて虐殺が起こったという事件に注目した。その研究書には、都市民がカーニヴァルで一体感を獲得

したというよりも、都市民の社会的結合関係、特に信心会組織を通して複数の祝祭団体に分裂し、カーニヴァルのパレードなどに現われた暴力的な象徴儀礼が、実際の暴力に発展した状況が描き出されている。ルーロワラデュリによれば、このカーニヴァル事件は最終的に、治安判事を中心とする都市の上層民のグループが、毛織物親方を中心とする手工業者や農民のグループを抑え込み、しかも事後の裁判でも有利な結果をおさめることで決着した。⁴⁾

このような都市の祝祭は、中世末期から近世初頭に盛んにおこなわれていたが、十七世紀、特に後半以降にはあまりおこなわれなくなった。この衰退過程を、「エリート文化と民衆文化」に注目したロベール・ミュシャンブレッドは、民衆の祝祭が教会などによって抑圧される、「都市文明の変化」であるとした。⁵⁾ 一方イヴ・マリ・ベルセは、「都市への郷土愛」を鍵として、伝統的な祝祭が価値を失った過程に目を向けた。

ベルセの祝祭に関する研究は、暴力や犠牲の問題、反乱に発展する可能性、民間信仰や農民の慣習に対する抑圧など、多方面にわたる。そのなかで都市の祝祭は、ベルセによれば、都市の守護聖人など土地の信仰心に結びつき、出しものやパレードのなかに郷土の名誉と、同業組合など都市民が所属する団体の名誉が表されるものであったという。さらにベルセは、こうした祝祭が、近世を通じて次第におこなわれなくなったことは、宗教改革によって教義が確立して、民間信仰に基づく要素が抑圧されたことと、上層都市民がカーニヴァルで嘲笑されることに耐えられなくなったことだけでは説明されず、絶対王政の

確立やフランス革命で、都市自治権と、そのほかの都市の自律機能が失われ、王権の都市に対する影響力が大きくなったことも、祝祭を変化させたとしている。しかし都市自治権と祝祭の消長をめぐる、具体的な検討はなされていない。⁶⁾

都市の祝祭が変化した背景は、文化の変化とも関係した都市の機能の変化と無関係ではないだろう。都市は商業や手工業の中心地であり、教会組織の拠点であると同時に、そこには都市全体や、それより広い地域を管轄する行政・財政・軍事的権限を、国王に認められた機関がおかれていた。また、当時の都市は城壁と門で囲まれ、都市民によって防衛されていた。ベルナル・シュヴァリエは、自衛機能を備えた行政的な中心地こそが、当時の主要な都市、「良き都市」(bonne cité)と見なされたとしている。⁷⁾ そのなかで中世末期から近世初頭にかけては、都市の人口増加、都市行政の寡頭化、産業構造の転換、特に手工業都市や商業都市から行政都市への変化と、それに伴う官僚や法曹家の増加、王権の浸透など、様々な変化に見舞われていた。⁸⁾ もし都市の祝祭が、ベルセの言うように、都市への愛着に基づき、都市が自己を規定するものであるならば、都市民の大規模な参加を呼ぶ祝祭が盛んにおこなわれていた時期とは、都市民の共同性の確認や都市の自己規定が繰り返された時期と言えないだろうか。この問題関心にそって、ノルマンディのルーアンを舞台に十六世紀における、都市民の大規模な参加があった祝祭の変化を検討してみたい。

都市の祝祭と都市行政に関しては、ルーロワラデュリによる対象を限定した研究を除いて、総論的に都市自治にふれられてきた。ま

た、都市民が大規模に参加した祝祭としては、カーニヴァルと国王入式が典型として取り上げられるものの、都市ごとに期日の異なる、それ以外の祝祭についての、まとまった研究が不十分である。本稿は、研究対象となる都市を一つに限定した各論として、都市の行政と祝祭、なかでも「総行列」と呼ばれる形式のものに関する研究を試みる。

史料としては、ルーアン大司教座聖堂参事会議決、高等法院判決、都市参事会議決の三点を主に用いる。祝祭に関しては事前に決定されたものがほとんどであり、都市参事会議決にのみ、いくつかの祝祭について、過去形で書かれた事後の記録がある。したがって本稿では、実際におこなわれた祝祭の記録というより、これらの機関がもっていた祝祭の計画を検討の対象とすることになる。⁽⁶⁾

本論は、まず第一章で、ルーアンのそれぞれの機関の権限や決定事項について述べる。第二章からは、ルーアンでおこなわれていた祝祭のうち、総行列について検討する。第二章では総行列をおこなうかどうかの意思決定をめぐる、各機関の対応を、そして第三章では総行列に参加するにあたっての各機関の序列を取り上げることにする。

註

- (1) Martine GRUNBERG, «Carnaval et société urbaine XIV^e-XVI^e siècles: le royaume dans la ville», *Ethnologie française*, nouvelle série IV-3, 1974, pp. 215-244; Yves-Marie BERCE, *Fête et révolte. Des mentalités populaires du XVI^e au XVIII^e siècle*, Paris, Hachette, 1994 (premier édition en 1978), 邦訳はイヴ・マリ・ベルセ『祭りと叛乱』井上幸治監訳、新評論、一九八〇; Emmanuel LE ROY LADURIE, *Le carnaval de Romans. De la Chandeleur au mercredi des Cendres 1579-1580*, Paris, Gallimard, 1979.

- (2) 近世のカーニヴァルに対する抑圧については、ピーター・パーク『ヨーロッパの民衆文化』中村賢二郎／谷泰訳、人文書院、一九八八(原書出版はロンドンで一九七八年)第八章。ミハイル・パフチーン『フランソワ・ラブレールの作品と中世・ルネッサンスの民衆文化』川端香男里訳、せりか書房、一九八八(原書出版はモスクワで一九六五年)、ヴィクター・ターナー「カーニヴァル——社会の反省作用『象徴と社会』付録(一九七八年の講演録)、梶原景昭訳、紀伊国屋書店、一九八二、三〇五—三四三頁。

- (3) Bernard CHEVALIER, *Les bonnes villes de France du XIV^e au XVI^e siècle*, Paris, Aubier-Montaigne, 1982, pp. 283-285.

- (4) LE ROY LADURIE, *op. cit.*

- (5) Robert MUCHEMBLE, *Culture populaire et culture des élites dans la France moderne (XV^e-XVIII^e siècles)*, Paris, Flammarion, 1978.

- (6) BERCE, *op. cit.*

- (7) CHEVALIER, *op. cit.*

- (8) Philip BENDICT (ed.), *Cities and Social Change in Early Modern France*, London, Routledge, 1992. 概説的にはこのなかの第一章(Overview by the editor) 具休例として、第三章(Frederick M. IRVINE, 'From renaissance city to ancien régime capital: Montpellier c. 1500-c. 1600', pp. 105-133) 第五章(Robert A. SCHNEIDER, 'Crown and capitoulat: municipal government in Toulouse 1500-1789', pp. 195-220) を参照。

- (9) 高等法院判決集はセーヌ＝マリティーム県文書館(ADSM) 1Bシリーズ、聖堂参事会議決集は同文書館Gシリーズ、都市参事会議決集は、ルーアン市文書館(ACR) Aシリーズとしてまとめられている。なおルーアンでは復活祭の日曜日をもって年を改める旧表記(vieux style)が一五六六年まで用いられた。この年までの一月一日から復活祭前の土曜日までの年表記については、必要に応じて注記する。

一 ルーアンの諸機関

ルーアンは、中世以来の自治特権を維持している都市ではなかった。この点で、自治権のある都市当局が都市の祝祭のなかで中心的な役割を果たしたとするグランベールやベルセの研究に、直ちに確証や反論を与える例とはならないかもしれない。しかし十六世紀前半にはパリに次いで、フランスで二位の人口を擁する重要な都市であった。ノルマンディ州の州都として、大司教座聖堂参事会や高等法院、バイイ府、ヴィコント府があり、自衛機能も備えた「良き都市」の一つである。ルーアンにおかれている機関のうち、都市行政で重要な権限をもっていたのは都市参事会と高等法院であった。教会もまた、大司教や聖堂参事会員らが都市行政に関わっていたので、これら三者の権限領域を紹介する。

（一）教会

ルーアン大司教は、多くの場合大貴族の出身で、宮廷にいたることが多かった。十六世紀前半には、国王からの命令を伝えるなど都市行政に対して影響力を及ぼすこともあったが、都市行政に常に関わったとは言いがたい。例えば十六世紀初頭にルーアン大司教であった枢機卿ジョルジュ・ダンボワーズ一世は、国王ルイ十二世の腹心であった。彼はノルマンディ州総督のオルレアン公の代理として州行政にも影響力を持ち、とりわけ一四九九年にノルマンディに最高法院（Eschiquier）が常設されたのは、彼の功績によるところが大きかった。

ようである。一五一〇年に彼が死ぬとその甥の枢機卿ジョルジュ・ダンボワーズ二世が後を継ぎ、一時期州総督を兼ねていた。宗教戦争期に大司教の地位にあったのはシャルル・ド・ブルボン枢機卿で、アンリ四世の王位継承を認めないカトリック・リーグの支持を得て、国王シャルル十世を僭称した。

大司教座聖堂参事会は、都市防衛に聖職者が参加していたことから、都市防衛問題を取り上げたほか、貧民救済、施療院をもつ修道院への指導、教会堂のなかの治安、そして異端（新教）を議題にした。高等法院に対しては、高等法院評定官を兼任する聖堂参事会員の存在によって、都市参事会に対しては代表者を派遣することによって、その意思決定に参加することができた。しかし都市参事会での発言力はあまり大きくなかったと考えられる。というのも、聖職者の職務に含まれる貧民救済や疫病患者への対応を除いて、特に重要な議論をおこなっていないうえ、都市参事会がこれらの問題について、次第に教会を重視しなくなっているからである。聖堂参事会側も、聖職者の都市防衛への参加の免除を要求したり、貧民救済や施療院の指導に関する議論を次第に少なくして、都市行政から離れていった。

（二）高等法院

ルーアン高等法院は、ノルマンディ州の特権として中世以来あった最高法院を起源とする。一四九九年に常設化された後、パリ高等法院と同等の権限を認められて、ノルマンディの刑事・民事にわたる最高裁判所となり、一五一五年に名前も高等法院として機構整備された。

都市行政について高等法院は、都市参事会に対して治安対策などの面で次第に権限領域を競合させていく。ルーアンの都市参事会は通常の刑事・民事裁判権をもっていなかったたので、高等法院はバイイ府やヴィコント府の上級審として、持ち込まれた訴訟を審議した結果として、都市参事会に議題を与えたり、都市参事会の決定をくつがえすことがあった。例えば一五〇七年にはパン屋組合が、パンの大きさと価格に関する訴訟をヴィコント府から最高法院にまで上訴したため、都市参事会でヴィコント総代理官と最高法院首席院長の立ち会いのもと、パンの規格が決定されることになった。³一五〇九年には毛織物組合の規約をめぐる毛織物業者と剪毛工の争いが最高法院に持ち込まれた。⁴

また高等法院の検察官が治安に対する不安を訴えれば、判決の形で治安対策を決定し、バイイ府や都市参事会に、その判決を執行させた。⁵こうして一五一〇年代からは、ルーアンに治安令を出すようになる。⁶その後、一五四二年に異端書の調査を命じるなど、新教対策にも積極的に介入した。⁷しかも都市参事会はこれにあまり抵抗しなかった。その理由としてひとつには、高等法院の設置自体が都市参事会の構成を変化させたことが挙げられるだろう。一五五六年以来、国王の官職保有者と、王税や市税の徴税請負人は、都市参事会を兼任できないと定められたものの、⁸都市参事会を構成する都市の名望家層が、高等法院官僚と高等法院に出入りする法曹家の家系によって占められるようになる。従来都市の中核にあった貿易商人が、高等法院の官職獲得に投資することもあった。⁹こうして高等法院の存在は、都市の杜

会構造に変化をもたらした。また、十六世紀後半には宗教戦争の混乱があつて、都市参事会が有効な対応策を出せなかったことも高等法院の勢力拡大につながったと考えられる。

(三) 都市当局

都市参事会と都市役人が、都市当局を主に構成する。しかしルーアンの「都市当局 (le corps de ville)」は、十四世紀後半に都市自治特権を制限されており、都市参事会の議長役は国王が勅任するバイイに担われていた。実際にはバイイ総代理官 (lieutenant général du bailli) や刑事代理官 (lieutenant criminel)、民事代理官 (lieutenant civil) が都市参事会に出席している。都市行政の責任者が国王役人であることで、ルーアンは王権の影響を受けやすかったであろう。ルーアンがパリと外海とを結ぶ貿易の中継地点に立地することから、その都市当局は国王の外交政策やパリの動向に敏感であつたとも言える。

十六世紀前半の都市参事会は市内四地区から新任者四人と留任者二人、計各六人の都市参事会員が選出される、二十四人体制であつた。一五五六年から都市参事会員は全市で六人に削減されたが、¹⁰六人体制になつてからも「二十四人」という通称は存続し、通常の都市参事会は、「二十四人とバイイ総代理官の集会」などと呼ばれた。参事会員は三年毎に改選された。この改選や地方三部会議員の選挙、そのほかの重要な議題がある場合には、総会 (Assemblée générale) が開かれ、数百名の都市民を召集した。それよりも規模の小さい集会として、高等法院が派遣してくる二人までの代表 (commissaire) や都市役人を加

えたり、聖職者代表、貴族代表、名望家ブルジョワを数名から数十名召集する場合がある。

都市参事会の議題としては、都市の手工業と商業の安定、治安・衛生対策、都市防衛、そして、税や国王への援助金などの財政問題がある。このうちで、大市を除く産業の統制と、治安・衛生対策には、前に述べたように次第に高等法院の影響力が大きくなる。商業や手工業については、中世以来国王が直接同業組合に勅許を出しており、その場合にはバイイカヴィコントが組合幹事の宣誓を受けて監督していたので、高等法院の介入に対して都市参事会からの反発が出にくかったかもしれない。⁽¹⁰⁾逆に都市参事会では、一五二八年に国王から要求された国王の身代金への補助と、三六年以降イタリア戦争終結まで国王から要求される戦費への補助のため、議題が財政問題に偏っていく。

都市防衛組織への規制や都市城壁の修復などは、十六世紀を通して都市参事会が大きな指導力を維持した問題であった。ルーアンの市城内は四つの地区(quarter)に分割されており、地区はもともとこれらの門の守衛と夜警を担当する都市防衛の単位であったと同時に、⁽¹¹⁾都市参事会員の選挙単位であり、都市参事会が各地区につき何人かの代表を臨時召集する場合の単位ともなった。地区長(quarterier)は都市参事会員と同じく三年毎に改選される。

地区ごとに部隊長(capitaine)をおいた都市防衛機構は、一五六二年にユグノーによる制圧期間が終わった後、カトリック都市民のみによる新体制として確立され、以後、都市参事会の議題として部隊長の選出がおこなわれる。⁽¹²⁾これ以外の都市防衛団体として、ルーアンには

中世以来、免税特権を授与された弩隊、通称「五十人隊」(Cinquantaine)がある。一五五〇年には三百人の火縄銃隊が同様の特権を得たが、後に百人に削減された。これらの隊長の選出もまた、都市参事会に記録された。

以上見てきたように、十六世紀のルーアンの都市行政には、ひとつには教会の後退と世俗機関の影響力拡大、もうひとつには都市当局の後退と高等法院の権限領域拡大という二つの大きな変化が見られる。司法や徴税の分野では、国王が都市に要求する財政負担を増大させたり、新しい機関を設置したり整備するなどの変化も生じている。

註

(1) 一五五七年八月二十六日にルーアンに入市式をおこなった大司教のブルボン枢機卿は、三十日に市庁舎を訪問し、国王の戦費への補助として十万リーヴルの要求を伝えた(ACR A17, feuillets 194-206)。

(2) ACR A9, feuillets 233-234, 3 juin 1497; feuillets 294-295, 10 mars 1498 (vieux style); feillet 306, 4 juin 1499.

(3) ACR A10, feuillets 64-65, 20 et 24 mai 1507.

(4) ACR A10, feuillets 152-155, 1^{er} septembre 1509.

(5) 都市参事会に、最初に高等法院から治安令に関して提案があったのは、一五一年十一月十四日に、ベスト対策を議題とする集会に高等法院評定官らが出席したときであった(ACR A10, feuillets 227-231)。翌年には高等法院独自の治安令を出したヤヤル(ACR A10, feuillets 286-287, 30 novembre 1512)。

(6) ADSM 1B480, 6 mai 1542.

(7) ACR A17, feuillets 72-76, 5 juillet 1556.

(8) 高等法院官僚の出自や階層形成については、Jonathan DEWALD, *The Formation*

of a Provincial Nobility. The magistrates of the Parlement of Rouen, 1499-1610, Princeton, Princeton Univ. Press, 1980.

(6) ACR A17, feuillets 72-76, 5 juillet 1556. この募頭化のいきなりは不明であり、特に反発があった形跡もない。

(10) 国王が手工業組合に対して承認した規約については、Charles OUVIN-LACQIX, *Histoire des anciennes corporations d'arts et métiers et des confréries religieuses de la capitale de la Normandie*, Rouen, Leconte, 1850 に紹介されている。

(11) Lucien René DELSALLE, *Rouen et les Rouennais au temps de Jeanne d'Arc 1400-1470*, Rouen, Editions du Ptit Normand, p. 22. ルーアンの市門としてはほかにセーヌに架かる橋門と、河に面したいくつかの門がある。

(12) ACR A18, feuillets 11-16, 15-21 novembre 1562.

(13) 一五五八年十一月二十七日の都市参事会の議決に、火繩銃隊が国王から一五五〇年十月に勅許を得たと記録されている (ACR A17, feuillets 231-232)。

二 総行列の催行決定の過程

(一) ルーアンにおける都市祝祭

以上の機関が、祝祭をめぐってどのように活動し、どのような権限領域を持っていたのかをこれから検討する。まず聖堂参事会、高等法院、都市参事会が許可したり、議決や判決のなかで言及した祝祭は、次のとおりである。

・定期的におこなわれるもの

① キリスト教の特定の祝日におこなわれる信心会の集会、宗教行列など。

② ノルマンディ回復記念行列 (八月十二日、百年戦争終結直前の、

フランスによるイングランドからのノルマンディ奪回を記念する)。
③ ルーアン回復記念行列 (十月二十六日、一五六二年にユグノーがルーアンを制圧した後、再びフランス王権のもとに復帰したことを記念する)。

・不定期におこなわれるもの

- ④ 国王、州総督、大司教の入市式。
- ⑤ 国王の葬儀、戴冠や結婚、王太子誕生に当たったの祝い。
- ⑥ 国王軍の戦勝、和平成立に当たったの祝い。
- ⑦ 天候不順、疫病流行、戦乱などに際しての祈願、宗教行列。
- ⑧ 総贖宥 (jubile) 期間の宗教行列や祈禱。
- ⑨ バイイによる武装都市民の観閲式 (montre)。

以上の祝祭について、聖堂参事会は①から⑧までのすべてについて、最も頻繁に指示を出している。高等法院は①についてはカーニヴァルと昇天祭、そして③から⑦に関して判決を出す場合があり、都市参事会は④から⑨について議決でふれている場合がある。国王は④の国王入市式を指示するほか、⑤から⑦のきっかけになるような勅書をルーアンのいずれかの機関に送った。その勅書に祝祭の指示が盛り込まれている場合には、「神に感謝を捧げる (rendre graces à Dieu)」という漠然とした命令があったり、祈禱 (Prières et oraisons)、総行列 (processions générales)、祝火 (feux de joie) などの具体的な方法が示された。ここで注目したいのは、国王の関心事をきっかけとする祝祭の多さである。国王入市式とならんで、国王が不在であっても、

国王に関する祝賀や祈願をきっかけに、教会で頌歌「テ・デウム」を歌ったり、総行列などをおこなったりした。

祝祭の形式としては、パレードが好まれた。宗教行列やノルマンディまたはルーアン回復記念行列はもちろんのこと、国王入市式では聖職者や官僚、有力な都市民が隊列を組んで、国王を市外まで出迎えに行き、国王や宮廷貴族とともに、パレードで市門をくぐって大聖堂に入った。祝賀や祈願も行列（*Procession*）という形で表された。教会でテ・デウムを歌う場合にも、大聖堂へテ・デウムを歌いに行く都市役人たちは、市庁舎から隊列を組んで出かけた。このなかで「総行列」という形式は、②と③、⑤から⑦の場合に広く用いられ、多くの都市民の参加を呼んだ。

教会は、祝祭を指示するに当たって大きな役割を果たしており、精神的な権威を十分に維持していたと言える。なぜなら宗教行列などの祝祭に関する聖堂参事会の議決の件数が、世俗の機関よりも際だって多いうえ、国王や州総督の入市式にも聖職者が参加したり、大聖堂での宣誓などが式次第に組み入れられていた。聖堂参事会は、聖職者によるミサや説教のある祝祭を指示することによって、祝祭の宗教性を保とうとしている。また聖堂参事会が祝祭を指示する際に、その目的としてしばしば「民衆の信仰心を高める（*ut populus incitetur devotionem*）」、「異端を根絶する（*pour l'extirpation des hérésies*）」¹としたい、宗教改革の危機的状況にあつて、カトリック信仰を広め、維持するための祝祭に積極的であつた。国王や高等法院も、異端をめぐる事件をきっかけに総行列をおこなうと指示するなど、祝祭における宗教的な要素を尊

重している。¹

（二）総行列の目的

総行列は、もともと宗教行事であつたと考えられる。大聖堂を出発点とし、行き先として必ず修道院や教会が指定された。出発前に、または到着地点で、しばしばミサや説教（*predication* または *sermon*）がおこなわれた。聖遺物や聖体を持ち歩くことも多く、行列の間は大聖堂の大鐘を鳴らしていた。総行列は宗教的なものであるという見方が主流だったために、これまでの祝祭研究のなかではあまり触れられてこなかった。² わずかに総行列と国王入市式のパレードの共通性に注目した研究や、国王に関する情報を都市民に周知する機会として総行列を捉えた研究があるのみである。³ しかし一つの都市に焦点を当てて、祝祭の長期的な変化を見ようとする場合、総行列はカーニヴァルや国王入市式よりも史料が多く、検討しやすい題材だと言える。というのも、カーニヴァルの内容は公文書史料にほとんど残らず、一方国王入市式はおおむね、即位した国王が最初にその都市を訪問する場合のみおこなわれるもので、数年から数十年に一度しかない。これに対して総行列は、カーニヴァルや国王入市式よりも、公文書史料に頻繁に言及されているからである。

ルーアンにおいて総行列という形式の祝祭は、十六世紀のあいだに三百数十回、ほぼ毎年複数回が計画されていたことが、公文書史料から確認できる。ちなみにルーアンにおいて、十六世紀のあいだに国王入市式は、ルイ十二世（一五〇八年）、フランソワ一世（一五一七年）、

アンリ二世（一五五〇年）、シャルル九世（一五六三年）、アンリ四世（一五九六年）に対しておこなわれた。これにノルマンディ州総督や、ルーアン大司教の入市式を加えても、あわせて二十回余しかおこなわれていない。カーニヴァルについては、一五三〇年代から一六〇九年まで、〈コナールの修道院〉と呼ばれる祝祭結社が中心となっておこなわれていたことが、カーニヴァルをきっかけに起こった訴訟や、この結社が高等法院から受けた活動許可から読みとれるが、その活動内容についての史料はきわめて少ない。したがって総行列は、当時おこなわれていた大規模な祝祭として、都市民になじみの深いものであったと言える。

参加者の規模についても数字を挙げると、カーニヴァルについては主催団体の発表で、一五四一年に二千数百人という記録がある。国王入市式については一五五〇年に都市参事会の計画で、都市防衛団体の構成員と同業組合の代表、名望家ブルジョワとして参加を予定された人数があわせて千人を超え、これに聖職者と官僚が加わることになっていた。総行列についても、回数の方々のわりに、参加者数を明らかにする史料は少ないが、一五〇九年五月の都市参事会議決は「可能な限り多くの人数」が参加すべきこととし、一五四二年六月の総行列には、有力な都市民三千人弱に千人を超える子供たちと、聖職者、官僚などが参加したことが読みとれる。四二年のこの数字は、都市参事会が参加者として記録した人数で、行列のしんがりには都市防衛団体がついて、後ろからついてくる群衆とを隔てるように指示された。十六世紀中頃のルーアンの人口は、フィリップ・ベネディクトの試算によ

れば七万人台であるから、この総行列には、すくなくとも都市民の数パーセントの参加が記録されていることになる。⁶⁾

総行列がおこなわれた目的を、祈願・祝賀・その他に分類すると、天候回復や平和、異端排除などを祈願する総行列が、議決や判決に明記されているだけで百七十五回あり、最も多い。次いで総贖宥以外の祝賀が少なくとも四十七回で、内容は国王に関する祝儀が圧倒的に多い。国王関係以外ではキリスト教徒のトルコに対する戦勝や、教皇選出といったキリスト教世界の祝い事と、反王権勢力であるカトリック・リーグ制圧期の祝い事が、あわせて数回を数えるのみである。

総行列を指示する国王または太后の勅書 (lettres missives) があつた例は、十六世紀のあいだに六十一回確認できる。国王側が指示する総行列の目的は、祝賀、戦勝や和議、王族の健康祈願のほか、一五一七年以降には異端対策が祈願される場合もあった。州総督 (gouverneur)、グラン・セネシャル、水上提督 (amiral) などが指示した例は十一回、うち六回は国王からの勅書を受け取っており、それ以外の総行列もすべて国王に関する祝賀、祈願であつたので、彼等も国王と関心を共有していると言える。こうした場合の指示を受け取るのは大司教や聖堂参事会が多く、都市参事会は勅書を受け取っても総行列をおこなうかどうかの最終判断を聖堂参事会にゆだねている。また大司教から都市参事会や高等法院に勅書の内容が伝わる例があり、これらの機関に対する大司教の影響力は無視できない。総行列をおこなうかどうかの決定に、もつとも影響力があつたのは聖堂参事会で、特に天候不順や疫病流行のときにもおこなわれる祈願の総行列について

は、聖堂参事会がほとんど独断で指示している。

高等法院は、勅書による指示がなくても聖堂参事会に総行列を指示したとされる。都市参事会が総行列を指示する場合に、勅書や州総督からの命令に言及しないのは例外的なことで、その執行を決定するに当たつての影響力はきわめて小さかった。しかしいったん総行列をおこなうことが決定され、そこに都市当局の参加が要請されれば、灯火や飾り付けの準備、街路の清掃など実務的な影響力を行使しえた。

（三）催行決定

国王による指示と聖堂参事会の決定（イタリア戦争開始後）

国王に関する祝賀行事としての総行列は、イタリア戦争開始後について見ると、ルイ十二世治世、特に十五世紀末から十六世紀初めにかけて確立したようである。イタリア戦争開始以降の都市参事会議決には、国王の和議や戦勝、結婚、王太子誕生、新国王の戴冠をテ・デウム、祝火、行列で祝うという決定が見出せる。例えば一四九五年三月、フランス国王軍がナポリを征服した際に、国王はルーアン大司教に勅書を送り、都市参事会が行列と祝火をおこなうことを決定した。⁷同年八月、再びナポリ王国での戦勝を記念して、都市参事会は教会、貴族、都市代表で協議し、祝火をおこなうと決定した。⁸しかしこの議決で都市参事会は総行列という言葉を使っていない。

一四九八年にシャルル八世が崩御してルイ十二世が即位した際、都市参事会は教会にテ・デウムと行列を促すべきであると議決した。⁹四日後に聖堂参事会は国王の葬儀にともなつて総行列をおこなうと議決

したが、都市参事会からの働きかけには言及していない。¹⁰翌九九年七月には都市参事会が、イタリアの二都市を占領したことを知らせる国王の勅書を受けて、聖職者代表としての聖堂参事会長や貴族を召集し、聖堂参事会に総行列の催行を促した。¹¹この直後の聖堂参事会議決には、これに対応する総行列の決定はない。しかし八月末になつて、聖堂参事会員の一人が都市参事会の要請を受けた総行列について聖堂参事会に提案し、聖堂参事会は九月三日火曜日に総行列と説教を行うと議決した。¹²そしてこれからおよそ三週間後の総行列では、都市参事会と聖堂参事会のあいだに、より緊密な協同関係が現われてくる。

九月十八日の都市参事会は、「聖職者、貴族、都市参事会員、そのほかの人々」を召集しておこなわれた。都市参事会は国王からの勅書を受け取っており、国王がミラノを占領したこと、この勝利を神に感謝するために、教会に総行列の催行を要請することが議題にのぼった。出席していた聖堂参事会長は、国王が総行列の催行を指示し、ペストの危険がない以上、この勅書を聖堂参事会に持ち帰つて総行列について討議すると言った。都市参事会は最終的に、総行列やテ・デウム、祈禱に関する判断を教会にまかせる一方、地区ごとに祝火を焚くこと、街路を清掃してゴミを片付けることを指示した。¹³清掃に関するこの議決は、祝火の準備とも解釈できるが、都市参事会や高等法院は総行列の際にも、行列が通過する道路を清掃したり、敷物を敷くようにという指示を出している。翌日の聖堂参事会では、前日の都市参事会に出席していた聖堂参事会員が、国王の勅書について提案し、即日テ・デウムを歌うこと、「次の日曜日」に総行列と三位一体ミサをお

こなうことが決定された。⁽¹⁴⁾この議決どおりに総行列がおこなわれたとすると、九月二十二日のことになる。

一五〇九年二月に国王から和議を知らせる勅書があったときに、都市参事会が催行を決定したのは祝火であり、総行列については教会に決定を促すにとどまった。⁽¹⁵⁾聖堂参事会議決には、これに対応する総行列の指示はない。同年五月二十一日に、国王軍のヴェネツィアでの戦勝を知らせる勅書があったときには、都市参事会に出席していた聖職者の代表が総行列に言及したのを受けて、都市参事会が総行列が通過する道路に敷物を敷くなどの指示を出し、⁽¹⁶⁾聖堂参事会もこれに応じて総行列をおこなうと議決した。⁽¹⁷⁾この手続きを見る限り、総行列の催行を決定するのはあくまで聖堂参事会であり、都市参事会が国王の勅書による指示を、聖堂参事会に伝えていたと言える。

聖堂参事会が、都市参事会を通さずに国王の意向を受け取ることができたので、総行列を決定するに当たって、都市参事会から勅書を伝えられるという手順は必ずしも必要なかった。ルイ十二世が即位した一四九八年から一五〇一年までの間には、国王からの勅書をきっかけとする総行列が、毎年一回以上、あわせて五回おこなわれた。すべて国王の即位や和議、戦勝など、祝賀が目的であり、うち四回は聖堂参事会が、国王から直接、和議や戦勝を知らせる勅書を受け取っている。一五〇九年から二九年までの間、ほぼ毎年一回以上おこなわれた、勅書をきっかけとする総行列のなかでも、聖堂参事会が勅書を受け取っている例が大半である。また一五〇七年から一五一〇年代までは、ほぼ年に一回の頻度で聖堂参事会が、勅書がなくても王国の繁栄

や国王の戦勝を祈願する総行列をおこなうと議決しており、これ以降も間隔はあくが同様の祈願が続けられる。

都市参事会の記録にも、聖堂参事会との合意が確認できない総行列の指示がある。一五〇九年五月二十九日に再び、国王からヴェネツィアでの戦勝を知らせる勅書が都市参事会にもたらされたときには、都市参事会がこれを記念する総行列をおこなうと決定したが、聖堂参事会議決にはこれに対応する総行列の決定が見られない。⁽¹⁸⁾したがって、総行列をおこなうかどうかが決定される際の、国王、聖堂参事会、都市参事会の意思決定の過程は確定したものではなかった。

高等法院の介入―一五二五年から

聖堂参事会や都市参事会に記録されている限りで、高等法院は一五二五年以来、十六世紀のあいだに十八回総行列を指示した。そのなかで、一五三八年の総行列は国王から和議に関する勅書を受け取って、高等法院が祝賀の総行列をおこなうと決定したもので、国王とルーアン大司教、高等法院、聖堂参事会のあいだに、新たな協力関係がつくられている。

一五三八年七月、国王は皇帝と休戦条約を結び、エーグ・モルトで会見したことにについて、ルーアン大司教でノルマンディ総督でもあるジョルジュ・ダンボワーズに書簡を送った。そのなかで国王は「ノルマンディの主要な都市で特別な総行列および祝火が挙行され、民衆が創造主に祈りをささげる条件を整える」よう指示した。⁽¹⁹⁾七月二十九日の高等法院判決は、その日に祝火を焚き、翌日には総行列をおこなう

ことを決め、総行列の道順を指示して、その道路には敷物を敷き、清掃しておくこと、総行列の日は休業日とすることを命じている。²⁰同じ日の聖堂参事会議決は、翌日に総行列をおこなうと決定した上で、高等法院がこの日に祝火を焚き、翌日を休業日とすることを定めたことにふれて、祝火や総行列の際に鳴らすべき鐘を決めた。²¹両者の判決、議決には、行列の道順までほとんど食い違いがない。なおこの総行列について、都市参事会の議決は何もふれていない。

同様に一五四二年九月にも、高等法院が勅書を受け取って聖堂参事会に総行列を指示した。²²一五二八年と三五年に高等法院が指示した総行列は異端排除を祈願することを目的としていた。²³そのほかに高等法院が指示した総行列の目的については、聖堂参事会が高等法院の指示という以外に総行列の理由を記録していない場合があり、国王と高等法院がどの程度関心を共有していたかは明らかでない。また総行列の催行を決定するに当たっての、聖堂参事会と高等法院の優劣に関しては、高等法院判決で参照できたものが二件のみと少ないことから、検討が困難である。特に聖堂参事会議決で高等法院の指示があったとされる場合でも、聖堂参事会員と高等法院評定官を兼任する人物が伝言したのか判決が出されたのかなど、不明な部分が多い。

高等法院の指示があったとされる総行列のうち、八回は一五四〇年代に集中している。同じ時期に総行列に関して、聖堂参事会が高等法院や都市当局の参加を促すという議決内容が頻繁に見られる。一五四三年と四五年に、高等法院からの指示がなかった総行列について、聖堂参事会が高等法院の参加を促すとし、さらに一五五〇年代になる

と、三十三回おこなわれた総行列のうち、高等法院や都市当局が参加したり参加を求められたのは十回、六十年代には三十八回中八回で、この前後よりも頻度が高い。こうしたなかで都市参事会は都市当局として総行列に参加すべきかどうかを議論し、「国王から直接命令されなければ総行列に都市当局として参加しない」と表明している。²⁴一五四〇年代から五〇年代は、高等法院からの指示件数の多さもあり、総行列において世俗機関の意思や参加が重視された時期と言えるだろう。

一五五九年のイタリア戦争終結の際には、このような世俗機関からの関心の高まりを受けて、大規模な祝賀行事がおこなわれた。和議の情報はず、四月一日にルーアン滞在中の大神教から都市参事会に渡された勅書で伝わった。十日に大神教は都市参事会と聖堂参事会に、別々に新たな勅書を渡した。国王はこのなかで「祝火および、慣習にしたがったその他の祝いの行事」をおこなうよう指示している。大神教はそのほかにテ・デウムを歌うことを指示した。都市参事会は書記官に、都市役人と槌矛官 (*sergent à mace*)、国王役人、楽隊、五十人の長弓隊を伴って、この平和令を告知させるとともに、十二発の祝砲を打ち、托鉢修道会に献金し、市庁舎に近いノートルダム・ド・ラ・ロンド教会で民衆に葡萄酒をふるまった。また、地区長には担当地区のすべての住民が祝火を焚くよう指示させた。²⁵テ・デウムと祝火は即日おこなわれ、総行列は十三日におこなわれた。聖堂参事会は十二日に総行列の催行を決定して、高等法院と租税法院、民衆の参加を促すとし、都市参事会は都市当局が役人たちや名望家ブルジョワとともにここに参加したと記録している。²⁶

国王との離反と和解、宗教戦争開始以降

イタリア戦争終結後について特記すべき点として、勅書の減少が挙げられる。特に宗教戦争期間中に、戦勝を祈願する総行列を国王が指示した例は、一回しか確認できない。そして国王からの勅書の宛先が、聖堂参事会から高等法院と総督、バイイに移っていく。また宗教戦争中に聖堂参事会が独自に指示した総行列の目的は、教会と国王との利害の不一致を反映して、祈願の内容が「国王のため」と「ローマ・カトリック教会のため」、どちらともつかない「平和のため」と微妙に言い換えられている。なおユグノーがルーアンを制圧していた一五六二年五月から十月までについては、聖堂参事会、高等法院、都市参事会の三者ともに史料がない⁽²⁸⁾。そしてカトリック・リーグが制圧していた一五八九年二月から九四年三月までについては、聖堂参事会と都市参事会の史料があるが、国王からの勅書を受け入れられる状況ではなかった⁽²⁹⁾。

一五九四年にルーアンが国王アンリ四世と和解した後、再び国王は総行列の決定に対する影響力を強める。また、都市参事会が国王から総行列を指示する勅書を受け取ったり、総行列に参加した記録を頻繁に残すなど、都市参事会の総行列に対する関心が高くなる。この時期になると、総行列がおこなわれるきっかけはほぼ固定化していた。アンリ四世の治世の終わりまでに、ルーアンで総行列は二十七回計画された。そのうち国王関係の祝い事は、重要な和議、王子誕生、そして国王が生命の危険を脱したと判断される場合で、九回数えられる。このような場合の祝いの式次第も確立されていて、テ・デウム、祝火、

総行列が一連の行事として二日ばかりでおこなわれた。このうち六回は都市参事会が勅書を受け取っている。このほかにおこなわれた総行列のなかで、国王の戦勝や安全を祈願するものが四回、天候回復を祈願するものが五回、総贖宥が六回、目的不明は三回である。この時期には、聖堂参事会や都市参事会の記録から、都市参事会と高等法院が総行列に参加したと確認できる回数が、総行列が決定された回数に占める比率がふたたび高くなり、一五九四年から一六一〇年までで、国王関係の祝賀を目的とした九回の総行列を含めて十三回の総行列に、世俗機関からの参加があったか、あるいは予定された。

例として一五九八年六月の宗教戦争終結の祝賀について紹介する。国王からの和議の知らせは高等法院を通して都市参事会と聖堂参事会に伝えられた。六日にこの知らせを受け取った都市参事会は、一五五九年の祝賀行事に関する記録を参照して、翌日の平和令の告知、祝砲、献金などを用意した。また都市参事会は、七日にテ・デウムに参加し祝火を焚き、八日には総行列に参加した⁽³⁰⁾。聖堂参事会の記録によると、この総行列には高等法院も参加している。都市参事会と聖堂参事会は十二日に、新しくノルマンディ州総督を通じた国王からの勅書を受け取ったため、もう一度、今度は州総督も参加しての総行列がおこなわれることになった⁽³¹⁾。

総行列をおこなうに当たっての、国王との合意は、ルイ十三世治世になるとあまり見られなくなる。一六一〇年代に確認できる十三回の総行列は、天候回復祈願が七回、ノルマンディ回復記念行列が三回、総贖宥が一回と国王滞在中の御前行列が一回、目的不明が一回で、総

行列の回数は十六世紀に較べると明らかに減少し、内容も限定されている。このうち都市参事会が聖堂参事会から総行列への参加を求められたのは六回である。都市参事会は一六二〇年代には九回の総行列について参加するかどうかを議題にするなど、総行列への関心を持ち続け、一六二二年にも「国王からの親書または大司教座聖堂参事会の議決によって、公的かつ全体的な利害のためにおこなわれる総行列でなければ、都市当局として参加しない」という原則を明記した。⁽⁸¹⁾

註

- (1) 一五一七年四月には、国王が国内の潰聖行為を止めるようにルーアン大司教に勅書を送ったことがきっかけとなつて、総行列が決定された(ADSM G2149, *feuille* 264, 17 avril 1517)。一五三五年一月には異端書が見つかつたことか、高等法院が総行列を指示した(ADSM G2154, *feuillets* 268-270, 27-28 janvier 1534; ACR A13, *feuille* 269, 27 janvier 1534 (vieux style))。
- (2) たとえばヘルナール・シュヴァリエは、総行列を含む宗教的な行列(*procession*)を、世俗的な行列(*défilé*)と区別して、前者を都市の「宗教的合意」を取り上げた第十一章のなかで扱い、後者をカーニヴァルや五月祭などに結びつけて、都市の「文化的合意」を取り上げた第十二章で扱っている(CHEVALIER, *op. cit.*)。
- (3) 田出忠夫「中世末期ボルドーにおける「総行列」(*processio generalis*)」「入城式」(*introtitus*) ユンランヘン王権』『紀尾井史学』第八号、一九八八、四五—五六頁；Michèle FOGEL, *Les cérémonies de l'information dans la France du XVI^e au milieu du XVIII^e siècle*, Paris, Fayard 1989、特に第二部第一章「Naissance d'une cérémonie (1494-1610)」pp. 133-188。
- (4) ACR A10, *feuille* 151, 29 mai 1509。
- (5) ACR A15, *feuillets* 27-31, 18 juin 1542。
- (6) Philip BENEDICT, *Rouen during the Wars of Religion*, Cambridge, Cambridge Univ. Press, 1981, p. 3。
- (7) ACR A9, *feuille* 177, 14 mars 1495 (vieux style)。
- (8) ACR A9, *feuille* 187, 28-30 juillet 1495。
- (9) ACR A9, *feuillets* 257-258, 12 avril 1497 (vieux style)。
- (10) ADSM G2146, *feuille* 67, 16 avril (après Pâques) 1498。
- (11) ACR A9, *feuillets* 313-314, 16 juillet 1499。
- (12) ADSM G2146, *feuille* 133, 30 août 1499。
- (13) ACR A9, *feuillets* 315-316, 18 septembre 1499。
- (14) ADSM G2146, *feuille* 136, 19 septembre 1499。
- (15) ACR A10, *feuillets* 144-145, 11 février 1508 (vieux style)。
- (16) ACR A10, *feuillets* 149-150, 21 mai 1509。
- (17) ADSM G2147, *feuille* 333, 21 mai 1509。
- (18) ACR A10, *feuillets* 150-151, 29 mai 1509。
- (19) *Copie des lettres du treshestien roy de France enuoyees a tresreuerend pere en dieu monsieur Larchevesque de Rouen pour faire faire procession generales et feux de ioye par tout son pays et duché de Normandie Avec la publication faicte a la ville de Rouen par la court de parlement le xxix. iour de juillet mil cinq cens xxxvij*, imprimé par Jehan Lhomme, dans la Collection Rothschild de la Bibliothèque Nationale。
- (20) *Ibid.* ; ADSM IB458, 29 juillet 1538。
- (21) ADSM G2155, *feuille* 156, 29 juillet 1538。
- (22) ADSM G2157, *feuille* 112, 5 septembre 1542。
- (23) ADSM G2153, *feuille* 114, 20 juillet 1528; ADSM G2154, *feuillets* 268-270, 28 janvier 1534 (vieux style); ACR A13, *feuille* 269, 27 janvier 1534 (vieux style)。
- (24) ACR A17, *feuille* 273, 11 septembre 1558。
- (25) ACR A17, *feuillets* 303-306, 10 avril 1559。
- (26) ADSM G2163, *feuille* 157, 12 avril 1559。
- (27) ACR A17, *feuille* 306。
- (28) 都市参事会議決集は、一五五九年七月から一五六二年十月まで欠落してゐる。

- (29) 高等法院はこの間、ノルマンディ第二の都市であるカンに移転していた。
 (30) ACR A21, feuillets 293-295, 6-8 juin 1598. このとき祝われたのはナントの勅令ではなく、フランソワとスペイン王との和議である。
 (31) ADSM G2179, feuillets 323-324, 7 juin 1598.
 (32) ADSM G2179, feuillets 325-326, 13 juin 1598; ACR A21, feuillets 295-296, 12 juin 1598.
 (33) ACR A24, feuillets 450-451, 28 mai 1622.

三 総行列の参加者の序列

(一) 都市民の組織的な参加

「総」行列と呼ばれているこの祝祭に、どれくらいの参加者数があつたかを明らかにする史料は少ない。多くの都市民が参加した、規模の大きなものであつたろうと推測させる史料として、一五〇九年五月の都市参事会議決は「可能な限り多くの人数」が参加すべきこととしている。⁽¹⁾一五四二年六月十八日の総行列については、部分的に残されている参加者数の記録から、四地区のブルジョワをあわせて三千人弱、これに千人を超える子供たちと、聖職者や役人などが参加したことが読みとれる。⁽²⁾

平信徒として参加する都市民の多くは居住する地区、教区や信心会ごとに組織されていた。一五三五年や四二年の例では、都市民は地区ごとに組織されたが、一五五六年十二月に都市参事会が、総行列に都市社団として参加する必要を認めないとしたとき、都市参事会員や都市役人はそれぞれ教区の構成員として参加することを決定した。⁽³⁾

聖職者の参加については、一五六〇年代から八〇年代にかけて、聖

堂参事会が頻繁に、dominiまたはmessieursと呼ばれる参加者への報酬の増額を検討していることから、少なくとも一部の聖職者にとって、総行列に参加することが臨時収入につながったと考えられる。しかし一五八二年九月の聖堂参事会議決に「すべての聖職者が参加する総行列」という記述があることから、聖職者全員が必ずしも総行列に参加したとは言えない。⁽⁴⁾また、総行列の報酬を分配するに当たって、聖堂参事会議決に「参加者のみに」と明記されている場合があるので、欠席する者もいたようである。

総行列に国王役人や都市参事会員が参加すべきであるという見解は、一五〇九年の都市参事会で出席者の意見としてすでに見られる。⁽⁵⁾一五一一年には高等法院長の一人が参加を求められた。⁽⁶⁾一五二六年には都市当局が参加を求められ、三五年には都市当局と高等法院、水上・森林監督所、および予定では租税法院、四二年にはこれら四者と造幣局が参加した。高等法院や都市当局の参加が総行列の前提条件だったのではなく、一五五六年の例のように、聖堂参事会がまず総行列の催行を決定して、そのうえで総行列に高等法院や都市当局の参加を呼びかける場合が多い。こうした呼びかけは、一五四〇年代から頻繁に見られる。

(二) 一五三五年の総行列の序列

ルーアンの都市参事会議決にみる限りでは一五三〇年代に入って、隊列を組む祝祭の序列が問題となる場合が現われた。一五三二年にノルマンディのセネシャルであるブレーズの葬儀が行われた際、都市参

事会は都市当局と租税法院の序列を問題にした。⁽⁸⁾一五三二年におこなわれたノルマンディ州総督である王太子と王妃の入市式では、都市参事会の議題としてパレードの序列が取り上げられることはなかったものの、この入市式の後に出版されたとみられる活字の記録は、王族や宮廷貴族を市外のグランモン修道院に迎えに行く際の隊列について詳細に述べている。⁽⁹⁾そして一五三五年二月には、都市参事会や高等法院、聖職者、有力な都市住民などの、総行列での序列が記録に残された。これは高等法院と都市当局がともに総行列に参加した、もつとも古い記録である。

一五三五年一月九日に、都市参事会は二月四日におこなわれる予定の総行列について議論を始めた。この時予定されていた総行列の性格や目的は明らかでなかったが、少なくとも都市当局や高等法院、租税法院などが、総行列には機関ごとに秩序正しく参加すべきであるという都市参事会の意向があつたようだ。一月二十七日に、聖堂参事会、都市参事会の両者が高等法院から、「次の月曜日」すなわち二月一日に総行列を挙行するよう指示を受けたと記録している。この時には聖堂参事会、都市参事会とも、総行列がおこなわれる理由を「市内の複数箇所、とりわけ高等法院館で、聖体の秘蹟と聖体に対する信仰を害する異端の書物が見つかったため」としている。⁽¹⁰⁾

翌日の聖堂参事会は、大司教がいつルーアンに到着するかの可能性を示して、日程をあらためて二月四日とし、行列の道順を決定した。また、松明などの照明や、「この総行列において放埒な振る舞いをして、そのような若者たちについて」は、「市庁舎で」対応が取られることとし

た。この日の議事録に掲載された高等法院からの命令によると、高等法院は、総行列に参加すべき聖職者と彼等の服装、鳴らすべき鐘、当日の聖務日課の手順、教会堂のなかの装飾など、細部にまで指示を出している。同じ議決のなかには、この時に行列が歩く道順、式次第も読みとれる。それによると、まず大聖堂で聖体ミサが大司教、またはサント・カトリヌ修道院長によって執り行われる。行列は大聖堂からサン・トウアン修道院（ボーヴォワジーヌ地区）、アウグステイノ会修道院、塔市場（マルタンヴィル地区）、ミニム会修道院、サン・ヴァンサン教会（コーショワーズ地区）、サン・ジョルジュ礼拝堂、ノートルダム・ド・ラ・ロンド教会をまわつて大聖堂に戻る、約二キロ半の行程である。この間、「民衆が多く集まり、混乱が起こる」ことを避けるために行列は停止しない。また大聖堂の二つの大鐘を鳴らすことになっていた。⁽¹¹⁾

二月三日、都市参事会は行列の序列について高等法院の判決を受け取った。これによつて、高等法院、租税法院、バイイ府、都市参事会、提督府、水上・森林監督所といった機関ごとの官僚と法曹家の序列が決定された。この判決は「この一回に限り」という条件つきであつたが、この序列は一五四二年にも踏襲される。こうした序列が確定されるに当たつて、都市参事会は「参加者が従者を伴うことを禁止する」、「行列での秩序を守り、混乱を避けるために、それぞれの旗は定められた人数で担われるべきである」、列の最後尾には白い棒杖を携えた五十人隊がついて、「後に従ってくる群衆を押し戻す」など、秩序維持のための指示を出している。⁽¹²⁾

翌二月四日の総行列は、以下の序列でおこなわれた。⁽¹³⁾

良い子供たち (les bons enfants)

フランシスコ会修道院

ドミニコ会修道院

アウグステイノ会修道院

カルメル会修道院

サン＝テイレール地区のブルジョワ代表

すべての教区の十字架と旗

市内のすべての信心会の十字架と旗

聖堂参事会長に率いられた、教区の聖職者と教会裁判所の法曹

マルタンヴィル地区のブルジョワ代表

モン＝ト＝マラード修道院

マドレーヌ修道院

サン＝ロー修道院

ボーヴォワジーヌ地区のブルジョワ代表

グランモン修道院

ボンヌ＝ヌーヴェル修道院

サント＝カトリーヌ修道院

サン＝トウ＝アン修道院

コーショワーズ地区のブルジョワ代表

松明

トランペットと楽隊

すべての聖遺物箱（を捧げ持つ人々）

トランペットと楽隊

白衣の子供たち

ノートルダム（大聖堂）の十字架と旗

大聖堂の聖職者

聖体

松明十二本

高等法院

（予定では租税法院）

都市当局

提督総代理官と水上・森林監督官

高等法院の代訴人と弁護士（道の右側）

バイイ府とヴィコント府の代訴人と弁護士（道の左側）

五十人隊

都市参事会議決によれば、この総行列が最初に議題にのぼった一月九日には、総行列の序列について、聖職者と各地区の代表、高等法院、都市当局の位置しか確定していず、そのほかの機関や法曹家の位置は、高等法院判決で確定された。この序列のなかで、まず四托鉢修道会が先頭近くに位置することは、一五四二年の総行列や五〇年と九六年の国王入市式にも共通する。そのほかの修道院のなかで、グランモン、ボンヌ＝ヌーヴェル、サント＝カトリーヌ、それにベネディクト会のサン＝トウ＝アンは、国王や大司教が宿泊する、格の高い修道

院と考えられる。また、四つの地区のうちサン・ティイレールは比較的貧しい地区であり、ボーヴォワジーヌは官僚や法曹家の多い地区、コーショワーズは裕福な商人の多い地区である。したがって、この部分については、後ろにいくほど順位が高いと考えられる。高等法院から後ろについては、高等法院、租税法院がともにノルマンディの最高機関であるのに対して、都市当局と水上・森林監督官 (*Vicomte des eaux et forêts*) はルーアンのバイイに従属する。その後ろに位置する代訴人と弁護士は、それぞれ法曹団体に所属しているものの、官職をもっていない。行列全体として見ると、順位は聖体に近いほうが高く、遠ざかるほど低くなるという推測が成り立つ。

(三) 都市当局の位置

都市当局の順位

一五四二年六月の総行列を計画する際にも、三五年のこの序列が都市参事会で参照され、造幣局と租税法院を加えたり、いくつかの信心会に独立した位置を与える形でほぼ踏襲されて、四地区のブルジョワ代表だけで二千人弱が参加するものとなった。一五五〇年の国王入市式においては、都市住民を地区⁽¹⁵⁾ことではなく、各職業組合⁽¹⁶⁾ことに組織して、七十三職種で六百人余を参加させた。しかし十六世紀後半、都市参事会が総行列を論じる際の焦点は、多くの都市住民を組織的に参加させることなく、都市当局がつくる集団に参加する人々の構成や、機関どうしの序列争いに移っていく。

パレードでの序列にもっとも注意を払ったのは都市参事会であっ

た。総行列を含めたパレード形式の祝祭について、全体の参加者の序列の記録を残したのは都市参事会と高等法院である。このうち高等法院が記録を残したのは、都市参事会か、順位をめぐる都市参事会と争った相手の訴えを受けた場合に限られる。

都市参事会は、パレードや大聖堂での席順の上で、高等法院、租税法院、会計検査院など、ノルマンディにおける最高機関よりも高い順位を獲得することはなかった。一五三五年の総行列で、都市当局は、高等法院や租税法院より下位に位置づけられた。会計検査院は、一五九六年の国王入市式で争うまでもなく都市当局の上位を占め、一六二七年には大聖堂のなかの席順で高等法院と同等の位置を占めるようになった。⁽¹⁷⁾一五五〇年の国王入市式では、水上提督府 (*Amirauté*) が都市当局の上位に加わったが、一五九六年の国王入市式では再び都市当局に上位を譲った。一五八七年の総行列について、都市当局が高等法院の弁護士・代訴人や上座裁判所 (*siège presidial*) と順位を争った際、高等法院は、租税法院、「市庁舎団」(都市参事会員とバイイ代理官、都市役人)、水上・森林監督官、弁護士と代訴人、バイイ府のほかの役人、ヴィコント府という序列を指示し、大聖堂のなかでの彼らの着くべき位置を定めた。⁽¹⁸⁾都市当局はこの判決を根拠に、一五九五年の総行列でも租税法院に次ぐ順位を確保している。⁽¹⁹⁾その翌年の国王入市式で商事裁判所 (*prieur et consuls*) や上座裁判所と順位を争ったときには、都市当局が高等法院の判決を不服として、州総督を通じて国王に訴え、国王からこの二者に優越する位置を認められた。⁽²⁰⁾

この順位に裁判の審級による序列を重ね合せると、高等法院、次い

で各バイイ管区におかれた上座裁判所、バイイ府、ヴィコント府という序列がある。水上提督府は高等法院の下に位置する、なかば軍事的な機関であり、商業上の問題を扱う裁判所としての機能が十分でなかった。後にこれを補う機関として、商事裁判所が設置された。⁽²²⁾水上・森林監督所は中世以来、水上貿易などを監督していたが、十五世紀末にはバイイ府の下に位置づけられた。⁽²³⁾都市参事会は大市における裁判権をもつていて、商事裁判所がこれを侵害することを警戒していた。

これらの機関のなかで、租税法院は十五世紀後半に、高等法院と水上提督府とは十五世紀末から十六世紀初頭にかけて、それぞれ国王から特権を受けて機構整備された。上座裁判所と商事裁判所とは、十六世紀中頃に設置され、会計検査院は最終的に一五七五年に設置された。こうして見ると、都市当局の順位を脅かしたのは、高等法院の弁護士・代訴人も含めて新しい機関である。これに対してバイイ府、ヴィコント府、水上・森林監督所や造幣局など、中世以来存在していた機関は、都市参事会と競合しなかったようである。

ベルセは官僚や同業組合、信心会による、儀式での序列争いを取り上げて、それぞれの集団のもつ富や勢力、人数、場合によっては都市に対する歴史上の貢献が順位に反映されると述べた。⁽²⁴⁾ルーアンの総行列や入市式に関する都市参事会の記録は、司法・行政機関が同様の争いを繰りひろげ、祝祭における序列争いに、当時の司法・行政機構の複雑化を反映させたことを伝えている。このなかで都市当局の裁判権や管轄地域の小ささに較べると、ルーアンでおこなわれたパレードで、都市当局が、ノルマンディ全体を管轄地域としない機関のなかで

は最高の順位、つまり上座裁判所や水上提督府よりも上の順位を要求したのは、不相応にも見える。この落差を埋めて都市当局の順位を引き上げたのは、都市参事会の歴史的な古さや、都市での祝祭の執行に当たって、都市を代表する機関としての重要性、あるいは祝祭の内容を決定したり出しものを準備する権限の大きさであったのかもしれない。

都市当局の集団構成

一五四二年の総行列で都市当局としては、都市参事会員の前にバイイ総代理官とバイイ府檢察官、後ろに法務官と都市役人が配置された。一五五九年、イタリア戦争の終結を祝う総行列には、「都市参事会員二十四人と、参加を求められた有力なブルジョワ、その前後に槌矛盾、五十人隊、国王役人四十人とラッパ手十二人が従つて」、⁽²⁵⁾この集団が都市当局として参加したと考えられる。一五八七年の総行列について高等法院は、都市当局として都市参事会員、法務官 (Pentonnaires)、都市檢察官、地区長、収税官、書記官、工部官 (maître des ouvrages) がこの順序で並ぶよう命令した。⁽²⁶⁾一五九八年、宗教戦争の終結を祝う総行列の際に、都市当局は「慣習にしたがって」バイイ代理官に率いられ、五十人隊、火縄銃隊、都市役人が都市参事会員の前後左右を取り囲む形で参加した。この直後に出された議決で、「今後将来、総行列やそのほかの重要な名誉ある公的な儀式の際に、五十人隊と火縄銃隊の隊長たち、そして役人たちは、隊員のなかの何人かを、収税官、書記官、工部官の後ろに配置し、二十四人団のしん

がりをつとめさせること、この隊形で二十四人団は市庁舎を出発し、戻ってくる場合にも同様の形をとること」が定められた。⁽⁷⁾この隊形は、都市当局が大聖堂にテ・デウムを歌いに行く場合の往復にも採用される。

パレードのなかで都市当局がつくる集団は、高等法院の保有官僚と弁護士・代訴人を分断してその中間に位置を占める。これは高等法院がつくる集団を小さく抑える一方、十六世紀後半からは都市防衛団体をともなうて祝祭に現われることで、都市当局の權威を確立したのではないだろうか。五十人隊、火繩銃隊を都市当局が祝祭の場で独占することは、一六二七年の都市参事会議決で、これらの防衛団体から高等法院の警護に十名、会計検査院と租税法院に六名ずつを派遣することになるまで続いたと考えられる。⁽⁸⁾

註

- (1) ACR A10, feuillet 151, 29 mai 1509.
- (2) «Ordre observé à la procession générale faite le dimanche 18 juin 1542», ACR A15, feuillets 27-31.
- (3) ACR A17, feuillets 112-113, 26 décembre 1556.
- (4) ADSM G2174, feuillet 249, 14 septembre 1582.
- (5) ACR A10, feuillet 144, 11 février 1508 (vieux style).
- (6) ADSM G2148, feuillet 87, 12 février 1511 (vieux style).
- (7) ADSM G2152, feuillet 222, 2 février 1525 (vieux style); ACR A12, feuillet 395, 3 février 1525 (vieux style).
- (8) ACR A13, feuillet 150, 18 août 1531.
- (9) ACR A13, «Les entrees de la reyne et de monseigneur dauphin lieutenant general du

roy et gouverneur en ce pays de Normandie faictes a Rouen en lan mil cinq centz trente et vng» pièces annexes.

- (10) ADSM G2154, feuillet 268, 28 (sic) janvier 1534 (vieux style); ACR A13, feuillet 269.
- (11) ADSM G2154, feuillets 269-270, 28 janvier 1534 (vieux style).
- (12) ACR A13, feuillet 266, 9 janvier 1534 (vieux style); feuillets 268-269, 1^{er} février 1534 (vieux style).
- (13) ACR A13, feuillets 267-269, 1^{er} février 1534 (vieux style).
- (14) それぞれの地区の住民構成については「BENEDICT, Rouen ... (op. cit.), pp. 27-31を参照。
- (15) ACR A16, feuillets 110-112, 1^{er} octobre 1550.
- (16) ADSM IB720, 26 septembre 1596; ACR A21, feuillet 200, 12 octobre 1596.
- (17) ACR A24, feuillet 692, 22 novembre 1627.
- (18) ACR A21, feuillets 154-155, 2 décembre 1587. 大聖堂のなかでの席順については、この二年前にテ・デウムが歌われた際、聖堂参事会と高等法院の間で食卓をめぐって対立を醸成していることが知られる (ADSM G2175, feuillets 271-272, 23 juillet 1585)。
- (19) ACR A21, feuillets 153-154, 6 décembre 1595.
- (20) ADSM IB720, 26 septembre 1596; ACR A21, feuillet 200, 12 octobre 1596.
- (21) Antoine FOULAIN, «Les juridictions subalternes, sièges et ressorts des bailliages et vicomtes en Normandie sous l'Ancien Régime» *Annales de Normandie*, 47^e année, 1997, pp. 211-226.
- (22) Michel MOLLAT, *Le Commerce maritime normand à la fin du Moyen Age*, Paris, Pion, 1952, pp. 432-440.
- (23) *Ibid.*, p. 441.
- (24) BERCE, *op. cit.*, pp. 103-104 (邦訳「一六八一—一六九頁」).
- (25) ACR A17, feuillet 306, 10 avril 1559.
- (26) 一五八七年九月十二日に出席したところ、高等法院判決の写しが「一五九五年十一月二日の都市参事会議決」に掲載されている (ACR A21, feuillets 154-155)。

(27) ACR A21, feuillet 295, 6 juin 1598.

(28) ACR A24, feuillet 693, 22 novembre 1627.

まとめ

以上検討してきたように総行列は、ひとつには祝祭を指示する上で、機関どうしの競合と協力関係を、またそれぞれの機関に与えられていた序列を明らかにする手がかりになったはずである。

このほかにそれぞれの機関がもっていた権限と権威や、都市の機能について、いくつか注目すべき点を挙げる。

第一に、祝祭における国王の存在感の大きさ、あるいは地方都市の聖堂参事会や都市当局がもっていた、国王に対する関心の大きさがある。本論で触れなかった記念日の総行列も、フランス国王によるノルマンディの併合や、ルーアンと国王との和解を記念するものであった。

フランス近世においては、アンリ四世が宗教戦争を鎮静化していくなかに、絶対王政確立への一つの画期があると捉えられている。総行列を手がかりに国王と都市の関係を見ると、ルーアンで総行列がおこなわれるに当たっては、イタリア戦争中からすでに、国王からの直接間接の影響力があつた。都市と国王との関係は、イタリア戦争以来ふくらみ続ける国王からの財政的要求を受けて、また宗教戦争などの危機的状況に対応する形で変化する。イタリア戦争終結まで、国王の関心が都市の祝祭と密接に結びついていたことは、都市と国王との良好な関係の現われであるかに見えるが、祝祭を繰り返して関係を確認し

ていたことは、その関係の危うさをも示しているのではないだろうか。そして宗教戦争中にこの関係がいったん疎遠になった後、アンリ四世は、国王の関心と都市の祝祭を再び結びつけたと言える。それは一つには、宗教戦争開始前の国王と都市との関係を取り戻し、もう一つには、テ・デウムをはじめとする、国王関係の祝賀行事の式次第が、宗教戦争中に確立したことを受けている。

第二に、都市の機能の変化という問題がある。総行列や国王入市式は、都市民がパレードのなかで序列をつけられ、都市の内部秩序が象徴的に確認される場であつた。中世末期から近世初頭のフランスの、特に都市で、祝祭に都市民を大規模に動員して、都市の内部秩序を繰り返し確認していた背景に、当時の都市におかれていた各機関の権限領域をめぐる関係の複雑化を検討することができないのではないか。教会が世俗的な問題に関する影響力を失い、国王によって新しい機関が次々と設置されて、権限領域が錯綜するとともに、都市民の構成にも変化をもたらした。都市参事会がパレードでの序列を議論する際に、名望家ブルジョワや同業組合を重視しなくなったのも、この変化の結果と見てよいだろう。

都市の防衛機能については、中世以来の防衛団体に加えて新しい団体が組織されたり、宗教戦争をきっかけに、市門の警備や夜警の制度が強化されたり、国王軍が常駐することになった。都市防衛団体が祝祭の主要な参加者であり続けたことから、都市防衛機能と都市防衛団体の祝祭への現われ方には、さらに検討を要する。

十六世紀末以降、総行列の回数がそれ以前より減少するとともに、

都市民が祝祭に大規模に参加する機会も減少したのではないだろうか。なぜなら例えば一五九六年の国王入市式パレードには「ブルジョワ」という集団がないので、官職をもたず都市防衛組織にも所属しない都市民は、パレードに参加することを認められなかったと考えられるからである。大規模な都市祝祭の減少とともに、国王の祝い事に対して都市参事会員や高等法院官僚がテ・デウムを歌うような、「エリート」の祝祭が十六世紀後半に確立する。こうした都市祝祭の全体的な変化についても、改めて論じたい。

（付記）

本稿は、平成八～十年度文部省科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。